

長崎県薬剤師奨学金返還補助事業 質疑応答集（暫定版）

No.	質問	回答
1	この補助事業の目的は何ですか？	奨学金の貸与を受けた薬学生や既卒者が、県内の対象施設に薬剤師として就職し、一定期間勤務することで、奨学金の返還額を補助し、県内就職の促進と定着を図ることを目的としています。
2	対象となる施設はどのような病院ですか？	以下の要件を満たし、県に登録した県内病院が対象施設となります。 ・病院の薬剤師少数区域に所在している ・支援対象者を正規雇用する予定がある ・県が策定または認める教育研修プログラムを設けている
3	薬剤師少数区域とは何ですか？	国が示す薬剤師偏在指標に基づき、国が定めた二次医療圏単位で薬剤師が少数と設定された区域をいいます。令和7年10月末現在、長崎県では佐世保県北、県央、県南、五島、上五島、壱岐、対馬が「病院の薬剤師少数区域」に該当します。
4	対象施設はどこでわかりますか？	対象施設リストは、県薬務行政室ホームページに随時掲載します。 URL : https://www.pref.nagasaki.jp/section/yakumu/index.html 就職を希望される施設が「対象施設」に該当するか不明な場合は、お電話等でお問い合わせください。（長崎県薬務行政室：電話095-895-2469）
5	募集は毎年度ありますか？	毎年度、翌年度を対象として募集を行う予定です。募集枠に満たない場合は、当該年度内に追加で募集することがありますので、県薬務行政室ホームページで随時確認してください。
6	誰でも応募できますか？	以下の条件をすべて満たす必要があります。 ・薬学生5年生及び6年生、または既卒者で対象施設に就職予定または就職している ・奨学金の返還残額がある ・継続して対象施設に薬剤師として従事する見込みがある ・対象施設への個人情報の提供に同意する
7	募集対象は、薬学生のみですか？既卒者や博士課程は対象とならないのでしょうか？	大学院生も対象です。また、薬剤師免許を取得している既卒者、薬剤師免許を取得予定の既卒者も対象です。詳細はQ6をご参照ください。
8	既卒者ですが、薬剤師免許は取得していません。募集年度に国家試験を受験する予定ですか？応募できますか？	応募できます。詳細はQ6をご参照ください。
9	支援対象者の申請をしたいのですが、必要な書類はどこで入手できますか？	県薬務行政室ホームページからダウンロードできます。 URL : https://www.pref.nagasaki.jp/section/yakumu/index.html
10	長崎県出身者ではないですが、対象になりますか？	対象となります。出身は問いません。
11	長崎県以外の大学の薬学部でも対象になりますか？	全国の大学の薬学部の5年生と6年生が対象となりますが、学年によって募集対象年度が異なりますのでご注意ください。
12	対象施設から内定をもらっていないが、申請可能ですか？	申請可能ですが、補助金の交付を受けるには、対象施設への正規雇用が条件となります。
13	日本学生支援機構第二種奨学金は対象になりますか？	利息も含めて対象になりますが、延滞金は含まれません。
14	対象となる奨学金は独立行政法人日本学生支援機構の他にどのようなものがありますか？	県教育環境整備課ホームページをご参照ください。 URL : https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakkokyoku/shuugakusien/shougakukin/ なお、保護者等が借り受けた返済する「教育ローン」は対象なりません。
15	募集枠は何人ですか？	各年度5人を予定していますが、状況によって変更する場合がありますので、県薬務行政室ホームページで随時確認してください。
16	申請者数が募集枠を超えた場合はどうなりますか？	厳正なる審査において選定します。結果は申請者へ通知します。
17	審査の結果、5年生の時に落選しました。6年次または卒業後にも再度申請できますか？	再申請は可能です。申請の回数にも制限はありません。
18	支援対象者の認定を受けた後、大学の停学処分を受けたり、退学した場合はどうなりますか？	速やかに届出書（様式第6号）を提出してください。届出後に認定が取り消されます。
19	支援対象者の認定を受けた後、留年や休学した場合はどうなりますか？	速やかに届出書（様式第6号）を提出してください。 対象者の認定期間は、対象施設に薬剤師として正規雇用で就職した日、又は卒業予定年度の翌々年度の6月末までです。1年間の留年（休学）であれば、認定は取り消されません。 （例）令和7年度に6年生で令和8年3月卒業予定の場合、認定期間は、最長で令和9年6月末までとなるため、1年間留年して令和9年3月に卒業した場合でも、認定期間に内に薬剤師として就職できます。 ただし、卒業が延びた場合でも認定期間は変わらないので、1年間を超える期間留年（休学）した場合や1年間の留年で薬剤師国家試験に不合格となった場合、認定期間に内に薬剤師として就職できなくなるため、認定が取り消されます。
20	薬剤師国家試験に不合格となった場合は、認定取り消しますか？	認定期間の設定によって取扱いが異なります。 （薬学生の場合） 認定期間は卒業予定年度の翌々年度の6月末日までとなりますので、1回目（卒業年度）の不合格等をもって取り消しにはなりませんが、2回目の不合格等となった場合は取り消します。 （既卒者の場合） 認定期間は募集年度の翌年度の6月末日までとなりますので、不合格等となった時点で取り消します。 なお、国家試験の結果につきましては、届出書（様式第6号）により速やかに報告してください。

長崎県薬剤師奨学金返還補助事業 質疑応答集（暫定版）

No.	質問	回答
21	支援対象者の認定を受けた後、就職ではなく大学院に進学した場合はどうなりますか。	速やかに届出書（様式第6号）を提出してください。届出後に認定が取り消されます。
22	支援対象者の認定を受けた後、卒業年度に薬剤師国家試験に不合格となりましたが、対象施設に就業しました。次年度、合格した場合、交付申請できますか？	認定期間内であれば申請できます。
23	支援対象者として認定された場合、必ず対象の病院に就職しなければなりませんか？	必ずしも対象施設に就職する必要はありませんが、対象施設以外に就職した場合は補助を受けることができません。認定後、就職先を対象施設以外に変更することを決めた場合、速やかに届出書（様式第6号）を提出してください。
24	就職活動状況報告書はいつ提出したらよいのですか？	対象施設に就職する日の属する年度までの就職活動等の状況を、毎年4月20日までに提出してください。
25	対象病院での雇用形態はパートや非常勤職員でも対象になりますか？	対象になりません。正規職員のみが対象となります。
26	正規雇用からパート勤務に変更になった場合はどうなりますか？	正規雇用以外の雇用形態に変更となった時点で、補助金が交付できなくなります。
27	補助金の金額はいくらですか？	年額上限は36万円、総額上限は180万円です。交付対象期間内に支払った奨学金返還額（利息含む、延滞金等は除く）が対象です。
28	他の奨学金返還支援制度と併用して受給できますか？	地方公共団体や企業が実施する他の制度と併用可能です。ただし、他制度の場合、併用不可と規定しているものもあるので、制度の実施主体によく確認してください。
29	補助金の交付対象期間はいつからいつまでですか？	対象施設に正規雇用で就職した日を起点とし、奨学金の返還年数までのうち最大5年間です。
30	就職した日は6月ですが、奨学金の返還は10月から始まります。この場合、交付対象期間はどうになるのでしょうか？	返還開始日である10月が始期となります。
31	補助金の申請はいつまでに行う必要がありますか？	当該年度の3月末日までに、必要書類を添えて「長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7号）」を提出してください。
32	補助金の支払請求はどのように行いますか？	交付決定通知後、「長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付請求書（様式第9号）」を提出してください。
33	補助金の先払いはできますか？	概算払いはできません。当該年度に支払った返還額に対する精算払いです。
34	奨学金を繰上返還した場合も、補助対象経費に計上できますか？	年度限度額を上限に補助します。交付申請時に、繰上返還の事実が確認できる書類を添付してください。
35	就職した施設で就業しながら、他の施設でも就業することはできますか？	原則、就職した施設での就業となります。兼務や出向を命じられる等した場合は、県薬務行政室へお問い合わせください。
36	奨学金の返還を滞納した場合、補助金の交付を受けることはできますか？	正当な理由なく滞納した場合は補助を打ち切ることがあります。滞納する場合は、届出書（様式第6号）で速やかに報告してください。
37	交付要件に「交付対象期間の1.5倍以上の期間、対象施設に薬剤師として勤務」とありますが、4年分支給を受けた場合は、6年以上の就業といった考え方でいいですか？	そのとおりです。最大5年間分支給を受けた場合は7年6ヶ月となります。
38	初めて支給を受ける3年前から対象施設に就業していますが、要件となる就業期間に計上できますか？	できません。交付対象期間の開始からの算定です。
39	交付対象期間中に離職した場合、それまでに受けていた補助金は返還する必要がありますか？	交付期間対象中に離職した場合、それまでに受けている補助金の全額又は一部返還を求める場合があります。ただし、すぐに別の対象施設に就職する場合は、補助は継続されます。離職・転職する場合は、届出書（様式第6号）で速やかに報告してください。
40	支援対象者が育児休業などで返還猶予を受けた場合、補助はどうなりますか？	奨学金の貸与団体によって返還猶予が承認された場合、その猶予期間を上限に交付対象期間を延長することができます。休業する場合は、届出書（様式第6号）で速やかに報告してください。
41	対象となる施設はどのような病院ですか？	2と重複のため、削除
42	対象施設の登録はどのように行いますか？	病院の開設者が、対象施設登録申込書（様式第1号）を提出し、県の審査を経て登録されます。登録後に要件を満たさなくなった場合や変更・辞退する場合は、登録変更（辞退）届出書（様式第2号）を提出してください。 県薬務行政室ホームページからダウンロードできます。 URL : https://www.pref.nagasaki.jp/section/yakumu/index.html
43	対象施設の登録は、毎年度、申請する必要がありますか。	一度、対象施設の登録を受けた場合、再度申し込む必要はありません。ただし、要件を満たさなくなった場合や変更・辞退する場合は、登録変更（辞退）届出書（様式第2号）を提出してください。
44	登録した場合、必ず採用募集をしなければならないのでしょうか。	対象施設に登録した場合であっても、必ずしも当該年度に募集を行う必要はありません。対象者から問い合わせがあった場合は、募集状況を伝えてください。
45	登録はいつまでに申し込みば良いですか？	随時申込は可能です。
46	支援対象者の就業後、何か事業者が行わなければならぬことはありますか？	毎年在職証明書（別紙1-5）を発行してください。登録内容の変更等がある場合は、登録変更（辞退）届出書（様式第2号）を提出してください。